



全身医療脱毛の契約をしたが突然倒産！ お金は戻ってくるの？

脱毛エステ店の破産が多く見られ、最近では医療脱毛を行うクリニックも破産しています。

■相談事例 1

全身脱毛 15 回コース 39 万円、クレジット分割払いの契約をしたが、5 回施術を受けた後に倒産した。残債は 20 万円あるが支払いたくない。

■相談事例 2

クリニックが倒産する前に、全身脱毛 12 回コースの契約をした。その際「本日中に現金で支払えば、破格の 12 万円にする」と言われて従ったが、1 回施術を受けただけで倒産した。未施術分の料金を返金してほしい。

■消費者へのアドバイス

- ・事業者の破産手続きが開始され破産管財人(弁護士)が裁判所から選任された際は、事業者の HP に掲載されます。HP を確認のうえ、破産管財人に「債権者届」を出しておきましょう。
- ・現金一括で支払った場合は、一般債権者の扱いになり、優先債権(税金や従業員の給与)への支払いが終わってからの対応となるため、清算配当はほとんど期待できません。
- ・クレジット分割払いで支払った場合は、クレジット会社に「事業者が倒産した。今後の引き落としを停止してほしい」と、法的に申し出る(抗弁権の接続)ことができます。早急に書面で申し出ましょう。最終的にはクレジット会社の判断になりますが、その後の支払いが止まる可能性があります。
- ・全身脱毛は高額で長期間の契約です。相談事例 2 のように、現金一括で支払うと、事業者が破産した場合はサービスも受けられず代金も戻らない可能性が高いのでなるべく部位ごとの単発契約やクレジット分割払いなど、抗弁権の接続ができる決済を選んだ方がリスクは軽減できるでしょう。長期契約や現金決済はリスクが高いので、契約前によく検討しましょう。

千代田区消費生活センター
TEL:03-5211-4314(相談専用)
月曜日～金曜日 9:00～16:30
(土日祝、年末年始除く)

分からないことがあれば、
消費生活センターに
ご相談ください。

